

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 指定管理者の管理業務の一部停止 (海外ビジネス支援室) 一
- 林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務の委託 (農林水産経営支援課) 二
- 沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務の委託 () 二
- 農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託 () 二
- 道路の供用開始 (道路課) 三
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (都市計画課) 三
- 宮城県総合運動公園(宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場)の使用に係る使用料の徴収事務の委託 (スポーツ健康課) 三
- 宮城県宮城野原公園総合運動場(宮城球場及び駐車場以外の施設)及び有料駐車場の西側に隣接する県有地の使用に係る使用料の徴収事務の委託 () 三
- 宮城県第二総合運動場(宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設)の使用に係る使用料の徴収事務の委託 () 四
- 教育委員会
教育委員会 () 四
- 教育委員会定例会の開催
労働委員会 () 四
- 宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示 () 四

正 誤

告 示

○宮城県公報第二三〇二号中
○宮城県公報平成二十四年号外第二一号中

○宮城県告示第三三十八号
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
平成二十四年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五〇〇二八三	宮城県援護寮 大崎市古川旭五丁目七番二十一号	自立訓練(生活訓練、宿泊型自立訓練)	宮城県	平成二十四年四月一日
○四一五五〇〇三七〇	仙台ローズガーデン 仙台市泉区北中山四丁目二十六番地の十八	就労移行支援 就労継続支援A 就労継続支援B	社会福祉法人 太陽の丘福祉会	平成二十四年四月一日
○四二五三〇〇六五四	フルハウス 仙台市若林区遠見塚一丁目十八番四十八号	共同生活援助	社会福祉法人 わたげ福祉会	平成二十四年四月一日
○四二五五〇〇八六五	ケアホーム ポノポ 仙台市泉区北高森十九番一号	共同生活介護 共同生活援助	合同会社 IRINGSMIL	平成二十四年四月一日

○宮城県告示第三三十九号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により、次のとおり指定管理者による管理の業務の一部の停止を命じた。
平成二十四年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
みやぎ産業交流センター
- 二 指定管理者の名称等
1 名称

2 夢メッセみやぎ管理運営共同事業体
構成員の名称及び所在地

財団法人みやぎ産業交流センター 仙台市宮城野区港三丁目一番七号
同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一号 仙台第一生命タワービルディング
株式会社河北新報社 仙台市青葉区五橋一丁目一番二十八号
株式会社仙台放送 仙台市青葉区上杉五丁目八番三十三号
東北放送株式会社 仙台市太白区八木山香澄町二十六番一号
三 管理の業務の停止の内容
みやぎ産業交流センターの管理の業務のうち次の業務の停止
貸出備品の調達、共用及び維持管理業務の一部
施設全体の維持管理業務のうちその他施設の良好な維持管理に必要な業務以外の業務の全部
施設等の更新及び大規模修繕等業務の全部
その他該当施設の管理運営に関して宮城県が必要と認める業務の一部

四 停止の期間

平成二十四年四月一日から平成二十四年六月三十日まで

○宮城県告示第三百四十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、林業・木材産業改善資金に係る償還金の徴収事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年四月十日

一 委託の相手方

角田市梶賀字高畑北百五十三番地	仙南中央森林組合	宮城県知事	村	井	嘉	浩
柴田郡川崎町大字前川字北原二十一番地の一	川崎町森林組合					
伊具郡丸森町字田町南一番地の一	丸森町森林組合					
白石市福岡長袋字岩崎八十一番地の六	白石蔵王森林組合					
黒川郡大和町落合松坂字直南沢三十九番地の二十三	黒川森林組合					
仙台市泉区市名坂字万吉前十九番地の一	宮城中央森林組合					
大崎市岩出山下野目字長田百二十九番地の一	大崎森林組合					
栗原市栗駒桜田街道西十一番地の九十六	栗駒高原森林組合					
登米市登米町大字日根牛小池百番地	登米町森林組合					
登米市東和町米川字小田百十番地の一	東和町森林組合					

登米市津山町柳津字小麻七十八番地

本吉郡本吉町坊の倉八番地の一

気仙沼市赤岩牧沢四十四番地

本吉郡南三陸町志津川字天王山百三十八番地三

石巻市大爪字棚橋下待井六十五番地の一

仙台市青葉区上杉二丁目四番四十六号

仙台市青葉区東照宮一丁目八番八号

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、沿岸漁業改善資金に係る償還金の収納事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年四月十日

一 委託の相手方

石巻市開成一番二十七

宮城県漁業協同組合

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年四月十日

一 委託の相手方

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三	みやぎ仙南農業協同組合	宮城県知事	村	井	嘉	浩
栗原市志波姫堀口見渡一番地一	栗つこ農業協同組合					
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一	みやぎ登米農業協同組合					
石巻市中里五丁目一番十二号	いしのまぎ農業協同組合					
本吉郡南三陸町志津川字大森一番地	南三陸農業協同組合					

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	塩釜巨理線	岩沼市早股字五福田三二〇番地先から同市寺島字新野中三三五番地先まで	平成二十四年四月十日

○宮城県告示第三百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十四年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画法の種類の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

九・六・二号 加瀬沼公園

二 施行者の名称

宮城県

三 事業施行期間

「昭和五十九年二月九日から平成二十四年三月三十一日まで」を、「昭和五十九年二月九日から平成二十五年三月三十一日まで」に変更する

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第三百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにその周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・同和興業・セントラルスポーツグループ

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番一
同和興業株式会社 仙台市青葉区一番町四丁目六番一
セントラルスポーツ株式会社 東京都中央区新川一丁目二十一番二

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県宮城野原公園総合運動場（宮城球場及び駐車場以外の施設）及び有料駐車場の西側に隣接する国有地の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城郡利府町菅谷字館四十番一
美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号
ミズノスポーツサービス株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百四十七号
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ボート場以外の施設）の使用に係る使用料の徴収事務を平成二十四年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十四年四月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

1 名称

宮城県スポーツ振興財団・ミズノグループ

2 構成員の名称及び所在地

財団法人宮城県スポーツ振興財団 宮城県利府町菅谷字館四十番一号

美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

ミズノスポーツサービス株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目一番二十三号

二 委託期間

平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十四年四月十日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一 日時 平成二十四年四月十八日 午後一時三十分

二 場所 教育委員会会議室

三 事件

1 教育長に対する事務の委任等に関する規則第二条第一項第五号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

2 教育財産管理規則の一部改正について

3 宮城県指定文化財の指定について

4 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二二・三六一一）

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十四年四月十日

宮城県労働委員会

委員長 井 健 哉

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

（平成24年4月1日現在）

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
井 純 哉	宮城県労働委員会委員 弁護士	仙台高等裁判所判事	平24. 4. 1
坂 田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	横浜国立大学経営学部助教	平24. 4. 1
鈴木 敏 明	宮城県労働委員会委員	宮城県労働委員会事務局長	平24. 4. 1
渡 辺 達 徳	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授	中央大学法科大学院教授	平24. 4. 1
照 井 克 洋	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	平24. 4. 1
山 崎 透	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連	電機連合トーカー労働組合 中央執行委員長	平24. 4. 1

米澤 隆	宮城県労働委員会委員 宮城県本部委員 東北電力労働組合 会長	宮城県東北電力関連産業労働組合 総連合会長	平24.4.1
佐藤 剛	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会 宮城県連合会事務局長	日本労働組合総連合会 宮城県連合会副事務局長	平24.4.1
菅原 厚	宮城県労働委員会委員 東北地方交通運輸産業労働組合 協議会事務局長	宮城交通労働組合書記長	平24.4.1
布間 きみよ	宮城県労働委員会委員 宮城県労働組合総連合会 常任幹事	全労連・宮城一般労働組合 副執行委員長	平24.4.1
今野 敦之	宮城県労働委員会委員 宮城ユニオン代表取締役社長	宮城県印刷工業組合理事長	平24.4.1
佐々木 恭介	宮城県労働委員会委員 宮城県経営者協会専務理事	東北電力(株)人財部部長	平24.4.1
岡崎 智政	宮城県労働委員会委員 宮城三陸河北新報社顧問	宮城三陸河北新報社代表取締役 社長	平24.4.1
丸山 稔	宮城県労働委員会委員 東北電力(株)人財部部長	東北電力(株)岩手支店副支店 長	平24.4.1
大内 栄治	宮城県労働委員会委員 公益財団法人七十七ビル 興財団業務執行理事	㈱七十七銀行取締役	平24.4.1
保理 昭泰	宮城県労働委員会事務局長		平22.4.1
石神 敏夫	宮城県労働委員会事務局長兼 総務課長		平24.4.1
鈴木 英人	宮城県労働委員会事務局審査調 査課長		平24.4.1

正 誤

○宮城県公報第13301号(平成二十三年十月二十八日付)中

ページ

段

行

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か

後3か